

件名	令和8年1月23日
新たな入所待ち児童対策について	こども未来部・保育幼稚園課

出生数の減少に伴う新たな人口推計に基づき再計算した教育・保育の見込み量について、これを充足させて入所待ち児童を解消するための新たな方策を、次の通りとします。

## 1 対策（案）

### 民間園の定員の弾力運用を解消し、市単費による補助金制度を創設する

- ・民間園の弾力運用を解消し、保育部の定員を拡充。
- ・民間園の弾力運用を解消すると、国交付金の割り増し受給がなくなり民間園の経営に影響が生じるため、民間園に対する補助金を時限的に創設し、民間園の経営安定化を図る。
- ・弾力運用の解消だけでは定員を充足できないため、公立園の定員をさらに拡充する。

#### メリット

- ・施設の新設・改修に係る市の負担が抑えられる。
- ・弾力運用の解消により教育・保育のニーズに即応しやすくなる。

#### デメリット

- ・現在国が給付している交付金の割り増し分がなくなる分、民間施設の減収分を市が補填する補助制度を単費で創設する必要がある。
- ・民間園の合意が必要

#### ○想定コスト

- ・弾力運用解消に係る交付金補填補助制度  
令和7年12月1日時点の弾力運用状況に基づく割り増し分 計 約200万円
- ・公立こども園受入れ拡充のための設備改修  
幼児用設備を乳児用設備に改修（便器、手洗い場 等）

#### ○補助制度の実施スケジュール

制度設計	令和8年度
開始予定期	令和9年度
見直し時期	令和13年度

#### ○選定のポイント

- ・建設コストが最小限に抑えられ、リスクが少ない。
- ・制度設計と民間園の合意形成ができれば早期に対応可能。  
→現時点でこども計画の期間である令和11年度までに入所待ち児童を解消するための対策として最も現実的

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保（新対策反映時）

新たな入所待ち児童対策を実施した場合の提供体制の確保量は以下の通りとなる見込み。

- ・令和9年度より弾力運用解消、補助制度を運用開始。
- ・令和10年度に公立こども園2園の設備を改修し、令和11年度より乳児の受入れ定員を拡充。

### 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

■公立園定員拡充：有り 民間施設新設：無し 民間園3号弾力をR9に定員化 民間施設向け補助金新設

		令和7年度末 R8.3	令和8年度末 R9.3	令和9年度末 R10.3	令和10年度末 R11.3	令和11年度末 R12.3
1号	①量の見込み	357	313	253	227	197
	確保量	特定教育・保育 確認を受けない幼稚園	724 -	721 -	718 -	703 -
	②合計	724	721	718	703	680
	③充足（②-①）	367	408	465	476	483
2号	①量の見込み	597	592	548	565	573
	②確保量	571	571	578	580	580
	③充足（②-①）	-26	-21	30	15	7
3号	0歳	①量の見込み	113	108	103	98
		確保量	特定教育・保育 特定地域型保育事業	87 4	87 1	93 1
		②合計	91	88	94	97
		③充足（②-①）	-22	-20	-9	-1
	保育利用率		37.6%	31.4%	34.2%	36.1%
	1歳	①量の見込み	151	179	180	180
		確保量	特定教育・保育 特定地域型保育事業	130 17	130 13	154 13
		②合計	147	143	167	170
		③充足（②-①）	-4	-36	-13	-10
	保育利用率		50.0%	58.6%	59.0%	61.4%
	2歳	①量の見込み	198	169	199	199
		確保量	特定教育・保育 特定地域型保育事業	147 17	150 17	170 17
		②合計	164	167	187	191
		③充足（②-①）	-34	-2	-12	-8
		保育利用率	57.5%	57.4%	77.3%	68.2%

※令和7年12月の弾力運用状況を参考として確保量を算出した。